

建築改修工事における 単価の補正について

前橋市では、平成29年発注の建築工事から執務並行単価を採用することといたします。

執務並行改修とは、建物内に執務者がいるような状態で
行う改修をいいます。

執務者がいる状態の工事は、騒音や振動の発生する
作業の時間制限、改修場所が点在することによる工事用
資材の搬入と撤去物の搬出のための経路や時間制限等、
さまざまな制約が発生します。

このような場合には、作業効率の低下等を考慮して特定の
工種における労務の所要量のみ割増補正の対象とします。

ただし、執務並行改修でも入居者の有無による影響を受け
ない場合及び屋外工事、仮設、撤去は割増補正の対象と
しません。

詳細は国土交通省HPを参照してください。
→ <http://www.mlit.go.jp/common/001178214.pdf>

執務並行単価を使用した場合は、見積参考資料表紙
に単価の別欄に「執務並行単価」と記載をします。

建設監理室

ダイヤルイン:027-898-5942

